

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第6回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約及び劣後特約付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額(円)	金85,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金85,000,000,000円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	1 2019年6月22日から2029年12月5日まで 年1.07% 2 2029年12月5日の翌日以降 別記「利息支払の方法」欄1(3)③の規定に基づき定められる6ヶ月円ライ ボーに1.00%を加えた利率とする。
利払日	毎年6月5日及び12月5日
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還がなされる日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、毎年6月5日及び12月5日（以下「支払期日」という。）に本項(2)ないし(4)に定める方法によりこれを支払う。 (2) 2019年6月22日から2029年12月5日までの本社債の利息については、支払期日における各本社債の基準時元金額（ただし、支払期日以前に損失吸収事由が生じ、かつ、当該損失吸収事由に係る債務免除日が支払期日後に到来する場合には、当該債務免除日における基準時元金額。本項(3)及び(4)において同じ。）に別記「利率」欄1に定める利率を乗じ、それを2で除して得られる金額を、2019年12月5日を第1回の支払期日として、以後の各支払期日に支払う。ただし、半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割でこれを計算する。支払期日が東京における銀行休業日にあたるときは、支払はその翌銀行営業日にこれを繰り下げる。 (3) 2029年12月5日の翌日以降の本社債の利息については、支払期日に各々本号①に定める金額を支払う。支払期日が東京における銀行休業日にあたるときは、その翌銀行営業日にこれを繰り下げる。 ①各利息計算期間（本号②において定義する利息計算期間をいう。以下同じ。）に関し、各社債権者が各口座管理機関（別記「振替機関」欄記載の振替機関が業務規程に定める口座管理機関をいう。）に保有する支払期日における各本社債の基準時元金額の総額（以下「基準時元金額の総額」という。）について支払われる利息金額（以下「利息金額」という。）は、次の計算式（以下「利息金額計算式」という。）により計算する。計算の結果1円未満の端数が生じた場合は、1円未満の端数を切り捨てる。 $\text{利息金額} = \text{基準時元金額の総額} \times \text{利率} \times \frac{\text{利息計算期間の実日数}}{360}$ ②本号及び本項(7)において利息計算期間とは、第21回の支払期日の翌日に開始し第22回の支払期日（支払期日を繰り下げた場合は修正後の支払期日。以下同じ。）に終了する期間及びいずれかの支払期日の翌日に開始しその次の支払期日に終了する連続する各期間をいう。

	③(イ)利息金額計算式中の利率に使用するロンドン銀行間市場における円6ヶ月預金オファード・レート（以下「6ヶ月円ライボー」という。）は、各利息計算期間の開始直前の支払期日からロンドンにおける2銀行営業日遡った日（以下「利率基準日」という。）のロンドン時間午前11時現在のレートとしてリフィニティブ3750頁（アイシーイー・ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド（ICE Benchmark Administration Limited）（または下記レートの管理を承継するその他の者）が管理する円預金のロンドン銀行間オファード・レートを表示するリフィニティブの3750頁またはその承継頁をいい、以下「リフィニティブ3750頁」という。）の画面上に表示される6ヶ月円ライボーとし、各利率基準日の翌日（東京における銀行休業日にあたるときは、その翌日。以下「利率決定日」という。）に当社がこれを決定する。 (ロ)利率基準日に、6ヶ月円ライボーがリフィニティブ3750頁に表示されない場合またはリフィニティブ3750頁が利用不能となった場合には、当社は、利率決定日にすべての利率照会銀行（ロンドン銀行間市場における主要銀行であって当社が指定する銀行4行をいい、以下「利率照会銀行」という。）の東京の主たる店舗に対し、利率基準日のロンドン時間午前11時現在のレートとされた6ヶ月円ライボーの提示を求め、その算術平均値（算術平均値を算出した上、小数点第5位を四捨五入する。）を当該利息計算期間に適用される6ヶ月円ライボーとする。 (ハ)本③(ロ)の場合で、当社に6ヶ月円ライボーを提示した利率照会銀行が2行以上ではあるがすべてではない場合、当該利息計算期間に適用される6ヶ月円ライボーは、当該利率照会銀行の6ヶ月円ライボーの算術平均値（算術平均値を算出した上、小数点第5位を四捨五入する。）とする。 (ニ)本③(ロ)の場合で、当社に6ヶ月円ライボーを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当該利息計算期間に適用される6ヶ月円ライボーは、当該利率基準日の前日（ロンドンにおける銀行休業日にあたるときは、その前日。）のロンドン時間午前11時現在のレートとしてリフィニティブ3750頁の画面上に表示された6ヶ月円ライボーとする。 (4) 本項(2)または(3)に従い本社債の利息を計算する場合において、ある支払期日の直前の支払期日の翌日から当該支払期日までの期間に元金回復日が到来した場合には、当該期間の各日における各本社債の基準時元金額（ただし、当該期間のある日における各本社債の基準時元金額が、(i)当該支払期日における各本社債の基準時元金額及び(ii)当該ある日後、当該支払期日前の各日における各本社債の基準時元金額のうち、最も小さい金額を上回る場合における当該日については、当該最も小さい金額）の算術平均値を本項(2)または(3)に定める当該支払期日における各本社債の基準時元金額とみなし、本項(2)または(3)に従い計算して得られる金額を、当該支払期日に支払うべき本社債の利息とする。 (5) 本項(1)ないし(4)の規定にかかわらず、償還期日後、及び当社につき別記「償還の方法」欄2(1)に定める清算事由が生じた日以降これが継続している間は、本社債には利息をつけない。 (6) 当社は、別記(注)4(1)に定める財務代理人に本項(3)に定める利率確認事務を委託し、当該財務代理人は利率決定日に当該利率を確認する。 (7) 当社及び別記(注)4(1)に定める財務代理人は、各利息計算期間の開始日から5日以内（利息計算期間の開始日を含み、東京における銀行休業日はこれを算入しない。）に、本項(3)により決定された本社債の利率をその本店においてその営業時間中、一般の閲覧に供する。 (8) 本社債の利息の支払については、本項各号のほか、本欄2に定める利払停止特約、別記(注)6に定める劣後特約、別記(注)7に定める債務免除特約及び別記(注)8に定める元金回復特約に従う。 2 利払停止特約 (1) 任意利払停止 前項(1)ないし(4)の規定にかかわらず、当社は、本社債の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各支払期日において、各本社債につき、当該支払期日に支払うべき本社債の利息の全部または一部の支払を行わないことができる。
--	--

	(2) 分配可能額制限 前項(1)ないし(4)の規定にかかわらず、各支払期日において、(i)当該支払期日に各本社債につき支払われる本社債の利息の総額、(ii)当該支払期日に支払われるその他Tier 1 資本調達手段の配当及び利息の総額、ならびに(iii)当該支払期日の属する事業年度の初日以後、当該支払期日の前日までに支払われた本社債及びその他Tier 1 資本調達手段の配当及び利息の総額（分配可能額から既に控除されている金額を除く。）の合計額が、当該支払期日における分配可能額を超えることとなる場合には、当社は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、各本社債につき、当該支払期日に支払うべき本社債の利息の全部または一部の支払を行うことができない（かかる制限を以下「分配可能額制限」という。）。 本号及び本項(5)においては、本社債またはその他Tier 1 資本調達手段の条件に従い、その配当または利息の支払日が銀行営業日に該当しないことを理由とする調整がなされる場合には、当該調整前の支払日に当該配当または利息が支払われるものとみなす。 この場合の(i)ないし(iii)の合計額の計算において、外貨建てで支払われるその他Tier 1 資本調達手段の配当及び利息については、当社が適当と認める方法により円貨建ての額に換算した額を用いるものとする。 「分配可能額」とは、ある日において、会社法に基づき算出される当該日における当社の分配可能額をいう。 (3) 本項(1)または(2)に基づき支払期日に支払われなかった本社債の利息は繰り延べられず、当該支払期日において、当社の本社債に基づく当該利息の支払債務の効力は将来に向かって消滅するものとする。 (4) 当社は、本項(1)または(2)に基づき支払期日に支払うべき本社債の利息の全部または一部の支払を行わないことを決定した場合、当該支払うべき利息のうち支払を行わない部分として当社が決定した割合及び当該割合が適用された結果当該支払期日に支払われる各本社債の利息の金額その他必要事項を、当該決定後速やかに、別記(注)10に定める公告その他の方法により社債権者に通知する。 (5) 当社は、本項(1)または(2)に基づき支払期日において各本社債につき本社債の利息の全部または一部の支払を行わないことを決定した場合、(i)前号の通知に記載する当該支払期日に支払うべき利息のうち支払を行わない部分として当社が決定した割合と少なくとも同じ割合を、当該支払期日と同一の日に支払うべき負債性その他Tier 1 資本調達手段の利息のうち支払を行わない部分として当社が決定する割合とするものとし、かつ、(ii)当社がその後の支払期日につき本社債に支払うべき利息の全額を支払うことを最初に決定するまでの期間中（ただし、別記「償還の方法」欄2に基づき本社債の全部につき償還または買入消却された場合を除く。）、当社の普通株式に金銭の配当を行うことを取締役会で決議せず、または当該配当を行う旨の会社提案の議案を株主総会において提出しない。 (6) 本項に基づき支払期日に支払を行わないものとされた本社債の利息の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した利息を直ちに当社に返還する。 (7) 本項に基づき支払期日に支払を行わないものとされた本社債に基づく利息の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。 3 利息の支払場所 別記「(注)14 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	定めない。ただし、当社は、別記「償還の方法」欄2の規定に従い、本社債の全部を償還する。
償還の方法	1 償還金額 額面100円につき金100円（ただし、本欄2の規定に従う。） 2 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、清算事由が発生し、継続している場合、その全部を、別記(注)6に定める劣後特約の規定に従い、償還期日までの経過利息を付して、額面100円につき金100円の割合（ただし、清算事由が生じたときにおける基準時元金額が1億円未満の場合には、各本社債の金額1億円につき基準時元金額の割合）で、償還する。 「清算事由」とは、当社について清算手続（会社法に基づく特別清算手続を除く。）が開始された場合をいう。 (2) 本社債の元金は、予め金融庁長官の確認を受けた上で、その全部を、2029年12月5日以降の各支払期日に、額面100円につき金100円の割合で償還することができる。ただし、償還期日において、別記(注)7(1)①に基づき各本社債に基づく元金の一部の支払債務が免除されている場合（別記(注)8に基づき当該免除の効力がその全部について消滅している場合を除く。）には、本号に基づく償還を行うことはできない。

	(3) 本社債の元金は、払込期日以降、税務事由または資本事由が発生し、継続している場合、予め金融庁長官の確認を受けた上で、その全部を、償還期日までの経過利息を付して、額面100円につき金100円の割合（ただし、償還期日における基準時元金額が1億円未満の場合には、各本社債の金額金1億円につき基準時元金額の割合）で、償還することができる。 「税務事由」とは、本社債の払込期日以降になされた日本の税制またはその解釈の変更等により、本社債の利息の全部または一部が損金算入できなくなるおそれまたは益金不算入の金額から控除されることとなるおそれが軽微ではない場合であって、かつ、当社が合理的な措置を講じてもこれを回避することができない場合をいう。 「資本事由」とは、当社が、金融庁（金融庁に代わり当社の監督に係る事務をつかさどることとなる他の監督当局を含む。以下同じ。）と協議の結果、本社債の全額または一部の額が、自己資本比率規制に基づき当社のその他Tier 1 資本に係る基礎項目として扱われないおそれが軽微ではなく、かつ、当社が合理的な措置を講じてもこれを回避することができないと判断した場合をいう。 (4) 本項(2)または(3)に基づき本社債を償還しようとする場合、当社は償還期日前の14日以上60日以内に必要事項を別記(注)10に定める公告その他の方法により社債権者に通知する。 (5) 償還期日が東京における銀行休業日にあたるときは、その翌銀行営業日にこれを繰り下げる。ただし、2029年12月5日以前に償還される場合で当該日が東京における銀行休業日にあたるときは、支払はその翌銀行営業日にこれを繰り下げる。 (6) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、予め金融庁長官の確認を受けた上で、別記「振替機関」欄記載の振替機関が業務規程その他の規則に定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 (7) 本社債の償還については、本項各号のほか、別記「利息支払の方法」欄1の規定、同欄2に定める利払停止特約、別記(注)6に定める劣後特約、別記(注)7に定める債務免除特約及び別記(注)8に定める元金回復特約に従う。 3 償還元金の支払場所 別記「(注)14 元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	国内における一般募集
申込証拠金(円)	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2019年6月14日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2019年6月21日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付さず、また本社債のために特に留保される資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	本社債には一切の財務上の特約を付さない。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には一切の財務上の特約を付さない。

(注) 1 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下の通り。（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の信用格付業者の連絡先）

株式会社日本格付研究所（以下「J C R」という。）

信用格付：A－（取得日 2019年6月14日）

入手方法：J C Rのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」 (<https://www.jcr.co.jp/release>) に掲載されている。

問合せ電話番号：03-3544-7013

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる（もしくは保留される）ことがある。信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2 各社債の形式

本社債は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券は発行することができない。

3 社債管理者の不設置

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されていない。

4 財務代理人ならびに発行代理人及び支払代理人

- (1) 当社は、株式会社三井住友銀行（以下「財務代理人」という。）との間に本社債財務代理契約を締結し、本社債の発行代理人業務、支払代理人業務その他本社債に関し当社が必要と認めた事務を委託する。
- (2) 財務代理人は、本社債に関し、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係及び信託関係も有しない。
- (3) 当社が財務代理人を変更する場合には、事前にその旨を本(注)10に定める方法により公告する。

5 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

6 劣後特約

- (1) 当社について清算事由が発生し、継続している場合、本社債の元利金（ただし、清算事由が生じたときまでに弁済期限が到来したものを除く。以下本(注)6において同じ。）の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとし、本社債の償還及び利息の支払は、清算時支払可能額を限度として行われるものとする。ただし、当該本社債の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就するまでに本(注)7に定める事由が生じた場合には、本(注)7の定めに従う。

（停止条件）

当該清算事由に係る清算手続において、会社法の規定に従って、当社の株主に残余財産を分配する前までに弁済を受けるべきすべての優先債権（(i)本社債に基づく債権及び(ii)本社債に基づく債権と清算手続における弁済順位について実質的に同一の条件を付された債権（当社の清算手続において特別目的会社等が有する債権で、当該債権につき支払われる金銭が当該特別目的会社等の発行する優先出資証券（自己資本比率規制における適格旧Tier 1資本調達手段に該当する当社の海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）に係る残余財産分配に充当されるものを含む。以下同じ。）またはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権（期限付劣後債務に係る債権を含む。）をいう。以下同じ。）が、その債権額について全額の弁済を受けたこと。

「清算時支払可能額」とは、(i)本社債に基づく債権及び(ii)本社債に基づく債権と清算手続における弁済順位について実質的に同一の条件を付された債権を、当社の優先株式で残余財産分配の順位が最も優先するもの（以下「残余財産分配最優先株式」という。）とみなした場合に、本社債につき支払がなされるであろう金額をいう。この場合において、外貨建てで支払われる残余財産分配最優先株式及び優先債権以外の債権の元金または配当もしくは利息の額については、当社が適当と認める方法により円貨建ての額に換算した額を用いて、清算時支払可能額を算出するものとする。

- (2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても本社債に優先する債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、このような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

「本社債に優先する債権者」とは、当社に対し、優先債権を有するすべての者をいう。

- (3) 本社債の元利金の支払請求権の効力が、本(注)6に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当社に返還する。
- (4) 本社債の元利金の支払請求権の効力が、本(注)6(1)に従って定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本社債の元利金の支払請求権を相殺の対象とするとはできない。
- (5) 当社の清算手続における本社債に基づく債務の支払は、本社債に基づく当社の債務を含む当社のすべての債務を弁済した後でなければ残余財産を当社の株主に分配することができないことを定める会社法第502条に従って行われるものとする。

7 債務免除特約

- (1) 当社について損失吸収事由、実質破綻事由（本(注)7(1)②に定義する実質破綻事由をいう。）または倒産手続開始事由（本(注)7(1)③に定義する倒産手続開始事由をいう。）（以下「元利金免除事由」と総称する。）が生じた場合、別記「利息支払の方法」欄1及び別記「償還の方法」欄2の規定にかかわらず、以下の規定に従い、当社は、本社債に基づく元利金の支払債務を全額または一部の額につき免除されるものとする。

① 損失吸収事由の場合

当社について損失吸収事由が生じた場合、当該損失吸収事由が生じたときから債務免除日までの期間中、各本社債の基準時元金額のうち所要損失吸収額に相当する金額及び各本社債の利息のうち当該金額の元金に応じた利息について、各本社債に基づく元利金（ただし、損失吸収事由が生じたときまでに期限が到来した元利金の支払債務は除く。以下本(注)7(1)①において同じ。）の支払請求権の効力は停止し、当該元利金の弁済期限は到来しないものとし、債務免除日において、当社は、当該元利金の支払債務を免除されるものとする。なお、損失吸収事由が生じたときにおいて基準時元金額が1円となっている場合を除き、損失吸収事由が生じる毎に、本(注)7(1)①に基づき各本社債に基づく元利金の支払債務は免除されるものとする。

「所要損失吸収額」とは、本社債及び損失吸収証券の基準時元金額に係る支払債務の全部または一部の免除等及び損失吸収証券の全部または一部の普通株転換により、連結普通株式等Tier1比率が5.125%を上回ることとなるために必要な額として当社が金融庁と協議の上決定する額（以下「総所要損失吸収額」という。）を、各本社債及び各損失吸収証券の基準時元金額で按分して算出される額のうち、各本社債に係る按分額（ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り上げる。）をいう。

ただし、(i)損失吸収事由が生じた場合に、本社債に先立ち免除等または普通株転換がなされる損失吸収証券、または(ii)損失吸収事由が生じた場合に、本(注)7(1)①と実質的に同一の条件が付されている場合に免除等または普通株転換がなされる損失吸収証券の基準時元金額を超える基準時元金額について免除等または普通株転換がなされる損失吸収証券がある場合については、総所要損失吸収額から当該損失吸収事由の発生により免除等または普通株転換がなされる上記(i)及び(ii)に定める損失吸収証券の基準時元金額の合計額を控除して得られる金額（当該金額が0円を下回る場合には0円とする。）

を、各本社債及び上記(i)及び(ii)に定める損失吸収証券を除く各損失吸収証券の基準時元金額で按分して算出される額のうち、各本社債に係る按分額（ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り上げる。）をいう。

上記にかかわらず、当該各本社債に係る按分額が各本社債の基準時元金額以上の額である場合には、各本社債の基準時元金額を1円とするために必要な額とする。

また、上記の場合において、外貨建ての各損失吸収証券の基準時元金額については、当該損失吸収事由に係る連結普通株式等Tier1比率の計算において当該各損失吸収証券に関して適用した為替相場により円貨建ての額に換算した額を用いて、所要損失吸収額を算出するものとする。

② 実質破綻事由の場合

当社について実質破綻事由が生じた場合、実質破綻事由が生じたときから債務免除日までの期間中、本社債に基づく元利金（ただし、実質破綻事由が生じたときまでに期限が到来した元利金の支払債務は除く。以下本(注)7(1)②において同じ。）の支払請求権の効力は停止し、当該元利金の弁済期限は到来しないものとし、債務免除日において、当社は本社債に基づく元利金の支払債務を全額免除されるものとする。

「実質破綻事由」とは、当社につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合または当社が債務の支払を停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当社について預金保険法第126条の2第1項第2号（これを承継する条項を含む。）に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合をいう。

③ 倒産手続開始事由の場合

当社について倒産手続開始事由が生じた場合、倒産手続開始事由が生じた時点において、当社は本社債に基づく元利金（ただし、倒産手続開始事由が生じたときまでに期限が到来した元利金の支払債務は除く。）の支払債務を全額免除されるものとする。

「倒産手続開始事由」とは、当社について破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令がなされ、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくは特別清算もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われた場合をいう。

- (2) 元利金免除事由が生じた場合、当社はその旨（本(注)7(1)①の場合においては、所要損失吸収額及び債務免除日における基準時元金額を含む。）及び債務免除日その他必要事項を、元利金免除事由が生じた日以降直ちに本(注)10に定める公告その他の方法により社債権者に通知する。
- (3) 元利金免除事由が生じた後に、本社債の元利金（ただし、元利金免除事由が生じたときまでに期限が到来した元利金の支払債務を除き、損失吸収事由が生じた場合においては、本(注)7(1)①に基づき免除され、かつ、当該免除の効力が消滅していない支払債務に係る本社債の元利金部分に限る。以下本(注)7において同じ。）の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当社に返還する。
- (4) 元利金免除事由が生じた場合、本社債の元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

8 元金回復特約

- (1) 損失吸収事由の発生により本(注)7(1)①に基づき本社債に基づく元金の一部の支払債務が免除されている場合(本(注)8に基づき当該免除の効力がその全部について消滅している場合を除く。)において、元金回復事由が生じた場合、自己資本比率規制に従い、元金回復日に、免除済元金額のうち、元金回復額に相当する金額について、各本社債に基づく元金の支払債務の免除の効力は将来に向かって消滅するものとする。なお、元金回復事由が生じる毎に、本(注)8(1)に基づき各本社債に基づく元金の支払債務の免除の効力は将来に向かって消滅するものとする。

「元金回復事由」とは、当社が、自己資本比率規制に従い、本社債及び元金回復型損失吸収証券について、本(注)8またはその条件に従い、免除消滅等がなされた直後においても連結普通株式等Tier1比率が十分高い水準に維持されることについて、予め金融庁長官の確認を受けた上で、当社の完全な裁量により、本(注)8(1)に基づき各本社債に基づく元金の支払債務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。

「元金回復型損失吸収証券」とは、損失吸収証券のうち、本(注)8(1)と実質的に同一の条件に従い、その支払債務につき免除消滅等がなされるものをいう。

「免除済元金額」とは、元金回復事由の生じた日における、(i)各本社債については、本(注)7(1)①に基づき支払債務を免除された各本社債の元金の額(当該日において、本(注)8に基づき当該免除の効力が消滅している支払債務に係る金額を除く。)をいい、(ii)元金回復型損失吸収証券については、その条件に従い、免除等がなされた各元金回復型損失吸収証券の元金の額(当該日において、免除消滅等がなされている支払債務に係る金額を除く。)をいう。

「元金回復額」とは、支払債務につき免除消滅等がなされる本社債及び元金回復型損失吸収証券の元金の合計額として、当社が金融庁と協議の上決定する額を、元金回復事由が生じた日における各本社債及び各元金回復型損失吸収証券の免除済元金額で按分して算出される額のうち、各本社債に係る按分額(ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。)をいう。

この場合において、外貨建ての各元金回復型損失吸収証券の免除済元金額については、当該元金回復事由が生じた日の直近に公表した連結普通株式等Tier1比率の計算において当該各元金回復型損失吸収証券に関して適用した為替相場により円貨建ての額に換算した額を用いて、元金回復額を算出するものとする。

- (2) 償還期日後及び実質破綻事由または倒産手続開始事由が生じた後は、本(注)8(1)に定める元金回復事由は生じないものとする。
- (3) 元金回復事由が生じた場合、当社はその旨、元金回復額、元金回復日及び元金回復日における基準時元金額その他必要事項を、速やかに本(注)10に定める公告その他の方法により社債権者に通知する。

9 定義

本「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行社債(短期社債を除く。)」において、次の本(注)9①ないし⑬に掲げる用語の意義は、当該本(注)9①ないし⑬に定めるところによる。

- ① 「元金回復日」 元金回復事由が生じた日後30日以内の日で、当社が金融庁と協議の上決定する日をいう。
- ② 「基準時元金額」 各本社債については、各本社債の金額1億円、または、ある日において本(注)7(1)①に基づき各本社債に基づく元金の一部の支払債務が免除されている場合(本(注)8に基づき当該免除の効力がその全部について消滅している場合を除く。)については、各本社債の金額1億円から当該免除されている支払債務に係る各本社債の元金の額(当該日において、本(注)8に基づき当該免除の効力が消滅している支払債務に係る金額を除く。)を控除して得られる金額をいう。また、各損失吸収証券については、当該各損失吸収証券の発行時点における元金の金額、または、ある日においてその条件に従い免除等がなされている場合(当該免除等の全部について免除消滅等がなされている場合を除く。)、もしくはその一部の普通株転換がなされている場合については、当該各損失吸収証券の発行時点における元金の額から免除等もしくは普通株転換がなされている各損失吸収証券の元金の額(当該日において、免除消滅等がなされている支払債務に係る金額を除く。)を控除して得られる金額をいう。
- ③ 「債務免除日」 本(注)7(1)①においては、損失吸収事由が生じた日後30日を超えない範囲で当社が金融庁と協議の上決定する日をいい、本(注)7(1)②においては、実質破綻事由が生じた日後10銀行営業日を超えない範囲で当社が金融庁と協議の上決定する日をいい、本(注)7(1)③においては、倒産手続開始事由が生じた日をいう。
- ④ 「自己資本比率規制」 その時点において効力を有する当社に適用ある自己資本比率規制に関連する法律、政令、省令、告示(平成18年金融庁告示第20号を含むがこれに限られない。)、監督指針及びその他の金融庁が公表する文書をいう。
- ⑤ 「その他Tier1資本調達手段」 (i)負債性その他Tier1資本調達手段、(ii)自己資本比率規制上、当社のその他Tier1資本に係る基礎項目として扱われる当社の優先株式、及び(iii)特別目的会社等の発行する資本調達手段で、自己資本比率規制上、当社のその他Tier1資本に係る基礎項目として扱われるもの(特別目的会社等の優先株式を含む。)をいう。

- ⑥ 「損失吸収事由」 当社が自己資本比率規制に従い計算する当社の事業年度の四半期の末日時点またはその他の任意の時点における連結普通株式等Tier 1 比率が5.125%を下回ったことを、当社が公表した場合（法令または金融商品取引所の規則に基づき公表した場合を含む。）をいう。
ただし、当社が公表した連結普通株式等Tier 1 比率が5.125%を下回った場合であっても、当該公表までに、当社が、金融庁に対し、本(注) 7 (1)①の規定に従って本社債に基づく元利金の支払債務の免除が行われなくても連結普通株式等Tier1比率が5.125%を上回ることとなることを見込まれる計画を提出し、当該計画につき金融庁の承認を得られている場合には、損失吸収事由は生じなかったものとみなす。
- ⑦ 「損失吸収証券」 その条件に従い、損失吸収事由が生じた場合に、免除等または普通株転換がなされるその他Tier 1 資本調達手段をいう。
- ⑧ 「特別目的会社等」 専ら当社の資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等をいう。
- ⑨ 「負債性その他Tier 1 資本調達手段」 自己資本比率規制上、当社のその他Tier 1 資本に係る基礎項目として扱われる当社が直接発行する資本調達手段のうち、負債として扱われるもの（ただし、本社債を除く。）をいう。
- ⑩ 「普通株転換」 普通株式を対価とする取得その他の方法による普通株式への転換をいう。
- ⑪ 「免除消滅等」 免除等の効力の消滅その他の方法による元金の回復をいう。
- ⑫ 「免除等」 元本の金額の支払債務の免除その他の方法による元金の削減をいう。
- ⑬ 「連結普通株式等Tier 1 比率」 自己資本比率規制（適用ある場合には経過措置を含む。）に基づき計算される当社の連結普通株式等Tier 1 比率をいう。
- 10 公告の方法
本社債に関して社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の方法によりこれを行う。
- 11 社債要項の公示
当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
- 12 社債要項の変更
本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本(注) 4 (1)を除く。）の変更は、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。この場合、社債権者集会の決議録は本社債の社債要項と一体をなすものとする。
- 13 社債権者集会
 - (1) 本社債及び本社債と同じ種類の社債（以下「本同種社債」という。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、法令に別段の定めがある場合を除き、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
 - (2) 本同種社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
 - (3) 本同種社債総額（本同種社債総額は、本同種社債に係る基準時元金額の総額とする。また、償還済みの額及び当社が有する本同種社債の金額の合計額は、これに算入しない。）の10分の1以上に当たる社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示した上、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
- 14 元利金の支払
本社債に係る元利金は、別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。